

ごかの お知らせ

(No.454)

お知らせ

ごみの出し方の 注意点について

(建設環境課)

ごみの分別方法について、次のことに注意をお願いします。

【雑草】

土をきちんと払い落とし、土が付いていない状態で袋に入れ、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。

※土や泥は混入させないでください。

【ペットボトル】

ペットボトルは、飲料、酒類、しょうゆが入っていたもので、無色透明なもののみです。ラベルとキャップをきちんと

分別して出してください。

※色付きのペットボトル、洗剤や油が入っていた容器は、可燃ごみの回収日に集積所へ出してください。

【かん類】

お菓子の缶や粉ミルクの缶については、不燃ごみとなりますので、かん類に混入させず、不燃ごみの回収日に集積所に出してください。

【剪定枝】

1本の太さが5cm以下、束ねた直径が30cm以下になるように束ねてください。

以上の内容が守られていないものは、回収することができませんのでご注意ください。

その他、ごみの分別等で不明な点がありましたら、ごみ収集カレンダーでの確認、または建設環境課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

国民健康保険

高齢受給者証の送付のお知らせ

(町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。

現在交付されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっており、8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの高齢受給者証は処分してください。

医療機関にかかる際には、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提出してください。

国民健康保険高齢受給者証とは
○対象者 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方
※受給者証は70歳の誕生月の翌月1日(1日生まれの方は誕生日)から有効です。該当者には郵送で高齢受給者証を送付します。75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます)

○負担額
外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

・2割(平成26年3月31日まで1割)：各種控除後の課税所得額が145万円未満
・3割：各種控除後の課税所得額が145万円以上(一定以上所得者)

※負担割合は毎年判定します。
※3割負担となった人のうち、

同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担(平成26年3月31日まで1割)となります。(該当する方には通知します)。

負担額、負担割合の変更は、基準に該当しても申請がなければ変わりません。

※所得または収入額に変更があったときは、負担割合が変わることがあります。

※受給者証は1年ごとに毎年8月1日の更新になります。

○お問い合わせ
町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

生活相談のお知らせ

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所
◆ふれあいセンター
◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ
ふれあいセンター
☎(84)3595

安くて早い 便利屋さん

- ・炊事・洗濯・掃除等・その他・短期間、定期間どちらでも
 - ・家具移動・風呂・トイレ・キッチン・換気扇清掃・各三千元～
 - ・古物の買取・雨樋掃除・水漏れ修繕各二千元～
 - ・蛇の駆除・不要品回収・庭木剪定草刈・害虫駆除各三千元～
 - ・犬猫小鳥魚猛禽類・愛玩ペット等で困りの方引き取ります
 - ・お買い物に同行や代行千円～その他何でもご相談ください
- (株)ライフサポート・24 ☎0280-87-3237 (古物商可)
フリーダイヤル 0120-915-142 (年中無休)

★開放事業『ほほえみキッズ』

7月の予定→7月1日(月)
 <時間>10時30分～12時(11時45分～お楽しみ会)
 <場所>子育て支援センター
 ☆親子体操『ひよこクラブ』
 7月の予定→7月8日(月)
 <時間>①10時15分～(0,1歳児対象)
 ②11時15分～(2,3歳児対象)
 <参加費>無料 <持ち物>上ばき
 <場所>子育て支援センター

親子体操及び開放事業は、お申込み不要、参加費無料です。
 五霞子育て支援センター <担当:佐々木>
 茨城県猿島郡五霞町元栗橋1563-3 ☎0280-84-3788



QRコード
 五霞幼稚園・保育園
 ホームページ